

電機連合加盟組合員の皆様へ

助け合い、思いやり、あなたに寄り添う電機共済

電機連合

けんこう共済

がん特約

2025年版

・補償内容や掛金については契約年度により変更になる場合がございます。
・本パンフレットの有効期間は、2025年6月1日～2026年5月1日補償開始分となります。

持病のある方や
手術や入院歴のある方も
2つの質問が
「なし」の場合は
ご加入いただけます！

がんと**診断確定**
されたとき
入院の有無にかかわらず
がん診断給付金
200万円
(65歳以上は**100万円**)

- **上皮内がんも100%給付**
- **がん診断給付金は何回でもお支払いします** (1年に1回を限度)
- **掛金は年齢に応じて月々200円から**

がんによる入院、手術はけんこう共済基本契約で補償
がん診断給付金は一時金でお支払いいたしますので「通院治療」、
「抗がん剤治療」等の費用にお役立ていただけます

申込書は4ページにあります

ホームページの「加入申込書Web作成サイト」もご利用ください



電機連合
福祉共済センター

☎ 0120-04-6488 (けんこう共済専用フリーダイヤル) ☎ 03-3528-8467

☎ 03-3528-8463 (けんこう共済専用) ☎ <https://kyosai.jeiou.or.jp/>

● 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-1 幸ビルディング6F
業務時間: 平日9時00分～17時30分 (土日・祝日、年末年始を除きます)



全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会

がん診断給付金 ▶▶▶ 200万円

がんと診断確定されたとき入院の有無にかかわらず
がん診断給付金をお支払いします。

満65歳からの継続契約 100万円

初めてがん
と診断確定されたとき

がんが再発・転移した
と診断確定されたとき

新たにがんが生じたと
診断確定されたとき

Point 1 がん診断給付金は**何回**でも
お支払いします
(お支払い要件を満たし、かつ1年に1回を限度)

Point 2 上皮内がん、白血病も
100%お支払いします

Point 3 加入初年度補償開始日
から100%お支払いします
(待機期間はありせん)

Point 4 組合員本人および配偶者、
子供も加入できます
(けんこう共済に加入済の場合)

掛金表(月額)

掛金および給付金額は補償の対象となる方(被共済者)毎の満年齢によって決まります。
(性別、本人・家族(配偶者・子)による差はありません)

毎年6月1日時点の 被共済者の満年齢	給付金額	月額掛金
0～29歳	一時金 200万円	200円
30～44歳		400円
45～54歳		900円
55～64歳		1,800円
65～69歳	一時金 100万円	1,400円
70～74歳		1,700円
75～79歳		2,000円
80～84歳		2,400円

●掛金および給付金額は毎年6月1日時点の被共済者の満年齢によって決まります。(2025年6月1日～2026年5月1日特約補償開始の掛金・給付金額は2025年6月1日の満年齢で決まります)したがって、年度途中で年齢区分が上がる場合は、その後迎える6月1日(5月引落日)から掛金・給付金額が変わります。

●掛金は毎月払とし、けんこう共済基本契約掛金と合算し、ご指定の金融機関(けんこう共済基本契約と同じ金融機関)の口座から自動引落しになります。

●けんこう共済基本契約と同時に新規申込みした場合は第1回掛金引落日に2カ月分の掛金を引落しします。

【残高不足等で引落しができなかった場合】翌月に2カ月分、さらに引落しができなかった場合は翌々月に3カ月分をまとめて引落しします。
(※3カ月分が引落しできない場合は自動脱退となりますのでご注意ください。)

【けんこう共済と同時に新規申込みした場合】初回から引落しができない場合は翌月に3カ月分、さらに引落しができなかった場合は翌々月に4カ月分をまとめて引落しします。
(※4カ月分が引落しできない場合は自動脱退となりますのでご注意ください。)

*引落しができなかった場合は、その都度本人宛、郵送にてご案内いたします。

●掛金は掛捨てです。満期返戻金、契約者配当金、解約返戻金はありせん。

●けんこう共済(特約を含む)は、電機連合の組合員およびそのOB等限られた組織内での相互扶助による独自の制度であり、年末調整・確定申告による保険料控除の対象となりません。また、掛金についての「保険料控除証明書」は発行されせん。

新規ご加入時(他の同種の保険からの乗り換えを含みます)に告知が必要となります。以下の内容をご確認いただき、ご不明な点等詳細につきましては、電機連合福祉共済センターにご照会ください。

●告知書は補償の対象となる方(被共済者)ご自身がありのままにご記入ください(注)。

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され給付金がお受け取りいただけないことがあります。

(注)ご家族の方を補償の対象とする場合には、ご家族の方ご自身がご記入ください。

●給付金ご請求時等に告知内容についてご確認させていただく場合があります。

ご注意ください

●健康状態告知を要するご契約のご加入時の告知内容が不正確であることが判明した場合、契約が解除され、給付金をお受け取りいただけない場合があります。(告知義務違反による解除)

●新たな保険(共済)契約への乗り換えの場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは5頁の重要事項説明書をご確認ください。

●告知すべき内容を後日思い出された場合には、電機連合福祉共済センターまでご連絡ください。

「健康状態告知質問事項」の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

(1)加入対象

けんこう共済基本契約に加入している補償開始日時時点で満64歳以下の、電機連合加盟の組合員本人およびその家族(家族とは、配偶者と子供をいい、配偶者は内縁および同性間パートナーを含みます。子供は組合員本人と生計を共にする本人の子で補償開始日時時点で満24歳以下で未就業かつ未婚の方)。

けんこう共済に準じて基本契約本人と配偶者は満84歳まで、子供は満24歳まで自動継続できます。

(2)健康状態(申込書の告知事項欄にご記入いただきます)

申込日時時点で、以下の「健康状態告知質問事項」の質問応答で「ご加入できます。」との結果となる健康状態であること。

質問1

- 今までに「がん」または「上皮内がん」と医師に診断されたことはありますか。
※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

「がん」	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
「上皮内がん」	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成

あり

申し訳ございませんが、がん特約はご加入できません。

なし

質問2

- 加入申込日(組合受付日)より過去2年以内に以下のいずれかに該当したことがありますか。

①健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常(要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます)を指摘されたこと

上部消化管エックス線検査(または内視鏡検査)、胸部エックス線検査、乳房エックス線(マンモグラフィ)検査、乳房超音波検査、子宮頸部の細胞診、便潜血検査、しゅようマーカー(CEA・AFP・CA19-9・PSA等)、CT検査、MRI検査、PET検査、肝炎ウイルス検査(HBs抗原・HCV抗体)、腹部超音波検査、その他のがん検診

②医師の診察の結果、別表の病気や所見、症状により継続して診察(服薬・治療を含みます)・検査を受けるように指導されたこと

【別表】告知対象の病気や所見・症状

病気や所見	ポリープ・しゅよう等	しゅよう*1、結節*1、腫瘍*1(しゅりゅう)、GIST(ジスト、ギスト)、カルチノイド、異形成、白板症、多発性ポリープ(ポリポシス)*2、病理検査や細胞診での異常
	消化器系の病気	肝硬変、慢性肝炎、肝機能障害(入院や治療を伴うもの)、慢性アルコール性肝機能障害、NAFLD(非アルコール性脂肪肝炎)、アルコール性肝炎、門脈圧亢進症、食道静脈瘤
	呼吸器系の病気	COPD(慢性閉塞性肺疾患)、肺気腫、慢性気管支炎、肺線維症、じん肺、けい肺、間質性肺炎
	腎臓の病気	慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症
	その他	B型肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎ウイルスキャリア、貧血(鉄欠乏性貧血を除きます)
症状*3		しこり、出血(不正出血、喀血、吐血、下血、肉眼的血尿)、黄疸

*1「がん、上皮内がん、または異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。

*2 大腸などひとつの臓器に多数のポリープが存在する状態をいいます。

*3「がん、上皮内がん、もしくは異形成」とは異なる病気と診断された場合、またはその症状に対する診察(服薬・治療を含みます)・検査の結果、加入申込日時時点で医師による診察(服薬・治療を含みます)・検査が終了している場合は「なし」となります。

なし

あり

ご加入できます。

加入申込書(4頁)に回答のうえご署名ください。

申し訳ございませんが、がん特約はご加入できません。

4

補償内容(概要)…がん特約

被共済者(補償の対象となる方)が、特約補償期間中にがん※と診断確定された場合にがん診断給付金をお支払いします。なお、死亡に対する補償はありません。

※補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」および「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この特約の補償対象となりません。

なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

【ご注意】 特約加入初年度契約の補償開始日(始期)前にがんと診断確定されていた場合は、加入者、被共済者(補償の対象となる方)または給付金受取人の事実の知・不知にかかわらず、ご加入は無効となり、給付金をお支払いできません。(この場合、お支払いいただいた掛金を返還できないことがあります)

給付金をお支払いする場合

■被共済者(補償の対象となる方)が、特約補償期間中に次のいずれかに該当した場合

(1)初めてがんと診断確定された場合

(2)この契約が継続契約(新規加入後次の6月1日以降)である場合において、原発がん*1が治療したことにより、治癒または寛解状態*2となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定された場合

(3)原発がん*1とは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合

*1 この契約の加入から連続して継続されてきた期間中に既に診断確定されたがんをいいます。

*2 がんが認められない状態をいいます。

■ただし、(1)～(3)に該当しても、がん診断給付金のお支払いは被共済者ごとに1年1回に限りです。

2回目以降のがん診断給付金のお支払いは給付金お支払の有無にかかわらず、それ以前の最終の診断確定日から、その日を含めて1年を超えた期間が経過していることを要します。

5

加入手続き

◆けんこう共済基本契約と同時に加入する場合

- 「けんこう共済新規加入申込書兼口座振替申込書」と「がん特約申込書」を合わせてご提出ください。
- お申込みスケジュール、補償開始日はけんこう共済と同一です。けんこう共済パンフレットでご確認ください。

◆すでにけんこう共済基本契約に加入済の場合

- 「がん特約申込書」のみご提出ください。
- けんこう共済基本契約本人はご加入済で、家族契約に未加入のご家族ががん特約を同時に申し込む場合は、「がん特約申込書」と「けんこう共済「タイプ、コース、職種」変更・「追加加入」通知書」を同時にご提出ください。
- お申込みは基本契約補償開始後から毎月可能です。毎月15日福祉共済センター締切で翌月12日(休祝日の場合は翌営業日)からがん特約分を含めた掛金が引落としとなり、翌々月の1日補償開始となります。
(例)4月15日申込締切→5月12日掛金引落とし→6月1日補償開始

がん特約に加入するには

けんこう共済への
新規加入と同時に
がん特約に加入する

けんこう共済に
加入済で、
がん特約に加入する

けんこう共済
新規申込書

がん特約
申込書

がん特約
申込書

6

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して共済をご利用いただけるよう、ご加入いただく共済制度が加入者のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項についてご確認いただけますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、電機連合福祉共済センターまでお問い合わせください。

1 本共済制度が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- | | | |
|---|--|---|
| ☐ 給付金をお支払いする主な場合 | ☐ 補償金額(ご契約給付金額) | ☐ 補償期間(がん特約のご加入期間) |
| ☐ 掛金および掛金の払込方法 | ☐ 補償の対象となる方(被共済者) | |

2 加入申込書の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入申込書を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、電機連合福祉共済センターまでお問い合わせください。

- ☐ 加入申込書の「生年月日」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?
- ☐ 補償の対象となる方(被共済者)によって加入申込書の「告知事項」欄は正しく告知いただいていますか?
- ☐ 加入申込書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?

3 重要事項説明書(5頁)の内容についてご確認いただけましたか?

特に「告知義務」・「通知義務等」、「給付金をお支払いできない場合」についてご確認ください。

表紙のキャラクターの紹介



いつまでも若々しく長生きできる「ベニクラゲ」がモチーフです。温かいハートを持ったフォルムで親しみやすいキャラクターにしました。

制度(契約)概要・注意喚起情報のご説明

- 本説明書及びパンフレットはご加入いただく共済に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「ご加入者のしおり」(保険については約款)により、ご不明点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、主な保険約款については保険会社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html)にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください。(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります。詳しくはパンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。)
- 制度(契約)概要はご加入いただく共済の商品内容をご理解いただくために特

- に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく共済のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- ご家族等の方が被共済者(補償の対象となる方)をいいます。以下「被共済者」といいます。)となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。
- ※パンフレットおよび加入申込書コピー等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

【マークのご説明】

契約概要

共済の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご加入に際して不利益になる事項等特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 本共済制度の仕組み

「けんこう共済・がん特約」は電機連合福祉共済センターが行う共済に損害保険会社のがん保険(団体総合生活保険 がん補償)をセットした制度です。損害保険会社の保険契約については、電機連合福祉共済センターを契約者とし、電機連合福祉共済センターの会員及びその配偶者(※)と子供のうち加入申込者を被共済者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者が有します。ご加入いただける被共済者の範囲等につきましては、2頁をご確認ください。

(※)婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚姻とは異なります。)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。

a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)

b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

2 補償の概要

基本となる補償の「給付金をお支払いする主な場合」・「給付金をお支払いしない主な場合」につきましては、パンフレット1頁、3頁をご確認ください。

3 給付金額等の設定

この共済の給付金額は被共済者の年齢により定められています。1頁でご確認ください。

4 責任開始期

共済責任は、原則として1頁・3頁記載の補償期間の開始時から始まります。

5 掛金の決定の仕組みと払込方法

(1)掛金の決定の仕組み
掛金は被共済者の年齢によって決定されます。掛金については、1頁をご確認ください。

(2)掛金の払込方法

払込方法・払込回数については、1頁・3頁をご確認ください。

6 満期返戻金・契約者配当金

この共済には満期返戻金、契約者配当金、解約返戻金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入申込書に★付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください。

お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、給付金をお支払いできないことがあります。

告知事項は下記をご確認ください。

・被共済者の生年月日

・被共済者の性別
・被共済者の健康状態告知
・「他の保険契約等※」を締結されている場合はその内容

※全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、共済にご加入できないことがあります。

【がん特約の「告知」(告知書)】

①告知義務について

共済制度は多数の人々が掛金を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方等が他の方と同じ条件で加入されると、掛金負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず被共済者ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害状態等について告知書でおたずねすることについて、事実をありのまに正確にもれなくご回答ください。

②告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載されています。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、補償開始日から1年以内であれば、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

●補償開始日から1年を経過していても、給付金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません(ただし、「給付金の支払事由の発生」と「解除の原因」となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いすることがあります。)

(前記以外で、給付金をお支払いできない場合)前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、例えば「現在の医療水準では治りが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、給付金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

③告知内容の確認について

給付金の請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 がん特約へ乗り換える場合の注意点について

現在ご加入の共済契約や保険契約を解約、減額等をするを前提に、がん特約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

・補償内容、掛金・保険料、各種サービス等について、解約・減額する契約と異なることがあります。
・がん特約の掛金については、毎年6月1日時点の被共済者の年齢により計算します。このため、解約・減額される契約と異なることがあります。
・掛金計算の基礎となる予定利率が、解約・

減額される契約と異なることがあります。

・被共済者の健康状態等により、がん特約へのご加入をお断りする場合があります。

・がん特約には告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による契約の取消しが適用される場合があります。

・がん特約の補償開始前に被った傷病に対しては、給付金が支払われない場合があります。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

ご加入者の住所や所属組合・支部等を変更した場合は、遅滞なく所属の労働組合(福祉会会員は福祉会事務局)までご連絡ください。また、ご加入後、ご加入内容変更を行う際には変更日より前にご連絡ください。

2 脱退されるとき

共済を脱退される場合は、解約日より前に所属の労働組合(福祉会会員は福祉会事務局)までご連絡ください。

3 被共済者からのお申出による脱退

被共済者からのお申出により、その被共済者に係る補償を脱退できる制度があります。制度および手続きの詳細については、所属の労働組合(福祉会会員は福祉会事務局)までお問い合わせください。また、本内容については、被共済者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

4 補償期間の満了を迎えるとき

【補償期間終了後、補償の更新を制限させていただきます】

●給付金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新(毎年6月1日)をお断りしたり、ご加入を制限させていただくことがあります。

●制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることがあります。

【自動継続後の掛金】

「がん特約」の掛金は、自動継続日(毎年6月1日)の満年齢によって計算します。

【給付金請求忘れのご確認】

ご加入を更新しただけの場合は、自動継続前の共済契約について給付金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、所属の労働組合(福祉会会員は福祉会事務局)まですぐにご連絡ください。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

●けんこう共済パンフレット裏表紙をご確認ください。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●ご加入者、被共済者または給付金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、ご加入を解除することができます。

●継続されてきた最初のご加入(初年度加

入)の共済期間開始前に、被共済者の方がんと診断確定されていた場合はご加入が無効となります。

●その他、損害保険会社の約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等でも、電機連合福祉共済センターが給付金の全額を補償します。

●電機連合福祉共済センターの経営が破綻したうに、引受保険会社の経営が破綻した場合等には、給付金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、給付金等は、原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

4 その他ご加入に関するご注意事項

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約については引受保険会社と直接締結されたものとなります。

5 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、遅滞なく所属の労働組合(福祉会会員は福祉会事務局)までご連絡ください。

●給付金のご請求にあたっては、電機連合福祉共済センターまたは損害保険会社の定める書類のほか、以下の書類または証拠を提出いただく場合があります。

・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の被共済者、給付金の受取人であることを確認するための書類

・電機連合福祉共済センターまたは損害保険会社の定める治療内容および治療期間等を証明する被共済者以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(電機連合福祉共済センターが指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)

・給付金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●被共済者または給付金の受取人に給付金を請求できない事情があり、給付金の支払いを受けるべき被共済者または給付金の受取人の代理人がいなければ、被共済者または給付金の受取人の配偶者(法律上の配偶者に限ります。または3親等内の

ご親族(あわせて「ご家族」といいます。))のうち所定の条件を満たす方が、被共済者または給付金の受取人の代理人として給付金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明いただきますようお願い申し上げます。

●給付金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

この共済は電機連合の共済制度です。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、所属労働組合または電機連合福祉共済センターまでお問い合わせください。本制度は電機連合福祉共済センターが自家運用すると共に、下記の引受保険会社の損害保険会社と保険契約(団体総合生活保険 がん補償)を締結しています。

【引受保険会社】東京海上日動火災保険(株)広域法人部 団体・協同組織室 [TEL:03-3515-4151]

【取扱保険代理店】(株)マックス [TEL:03-4330-0729]

(取扱保険代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。)

募集文書 No.24T-001393

作成月 2024年11月作成

●保険引受部分に関するご意見・ご相談 《東京海上日動火災保険株式会社 広域法人部 団体・協同組織室》 電話 03-3515-4151

●けんこう共済に関するご意見・ご相談 《電機連合福祉共済センター》 電話 0120-04-6488(フリーダイヤル) 他表紙記載

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

■電話 0570-022808(通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

■受付時間 平日9:15~17:00

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

(2024.11.283,000)